

様式第三号(第百六十五条の四関係)

(表面)

介護保険検査証  
(法第二十四条関係)

(裏面)

第 号	介護保険法(抄)
令和 年 月 日交付	(帳簿書類の提示等) 第二十四条 (省略)
<div data-bbox="459 486 840 965" style="border: 1px solid black; width: 170px; height: 300px; margin: 0 auto; text-align: center;">顔写真</div> <div data-bbox="705 869 963 1117" style="border: 1px solid black; width: 115px; height: 155px; margin: 0 auto; text-align: center;">厚生労働大臣又は 都道府県知事  印</div>	2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
	官職又は職名 氏 名 生年月日

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。